

特記仕様書 令和4年4月版 新旧対照表

新	旧	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p style="text-align: center;">特記仕様書 (旭川市土木部公園みどり課 令和4年4月版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>記載ページ</th> <th>項 目</th> <th>記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1. 総 則 (共 通)</td> </tr> <tr> <td>□ (1) 一般</td> <td>1,2</td> <td>□ (1) 生コンクリート</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて</td> <td>3</td> <td>□ (2) 区画線</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(3) 兼1回打合せに際して</td> <td>4</td> <td>□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事発工前・発工時に際して</td> <td>4,5</td> <td>□ (4) 種子等</td> <td>45~47</td> </tr> <tr> <td>(5) 工事しゅん功に際して</td> <td>5</td> <td>□ (5) 生芝</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>(6) 建設業退職金共済について</td> <td>6</td> <td>□ (6) 塗装</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>(7) 交通誘導警備員について</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 工事標識</td> <td>8,9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 建設機械について</td> <td>10,11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 工事成果品について</td> <td>12~17</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 適任の工工事の実績について</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">2. 施工条件 (共 通)</td> </tr> <tr> <td>(1) 工程関係</td> <td>19</td> <td colspan="2">5. 使用資材 (選 択)</td> </tr> <tr> <td>(2) 公害関係</td> <td>19,20</td> <td>□ (1) 生コンクリート</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(3) 安全対策関係</td> <td>20</td> <td>□ (2) 区画線</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事用道路関係</td> <td>20</td> <td>□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>(5) 建設副産物・廃棄物関係</td> <td>21~24</td> <td>□ (4) 種子等</td> <td>45~47</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3. 施工条件 (選 択)</td> </tr> <tr> <td>□ (1) 本工事を施工するための条件</td> <td>25</td> <td>□ (5) 生芝</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>□ (2) 安全対策</td> <td>26</td> <td>□ (6) 塗装</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>□ (3) 工期・工程関係</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) 盛土材・産業物関係</td> <td>27,28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (5) 段階確認</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (6) 支障物等について</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (7) 現場環境改善</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (8) 植栽工について</td> <td>31,32</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (9) すき取り等の再利用について</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (10) 既設路盤材の再生処理について</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (11) 家屋の事前・事後調査</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (12) 冬期の施工について</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (13) 当該事業(区画線等)の一時的な移去・再設置及び移設について</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (14) その他</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">4. 使用資材 (共 通)</td> </tr> <tr> <td>(1) アスファルト・コンクリート</td> <td>38~41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 取付管用支管</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 客土</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	記載ページ	項 目	記載ページ	1. 総 則 (共 通)				□ (1) 一般	1,2	□ (1) 生コンクリート	43	(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて	3	□ (2) 区画線	43	(3) 兼1回打合せに際して	4	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44	(4) 工事発工前・発工時に際して	4,5	□ (4) 種子等	45~47	(5) 工事しゅん功に際して	5	□ (5) 生芝	47	(6) 建設業退職金共済について	6	□ (6) 塗装	47	(7) 交通誘導警備員について	7			(8) 工事標識	8,9			(9) 建設機械について	10,11			(10) 工事成果品について	12~17			(11) 適任の工工事の実績について	18			2. 施工条件 (共 通)				(1) 工程関係	19	5. 使用資材 (選 択)		(2) 公害関係	19,20	□ (1) 生コンクリート	43	(3) 安全対策関係	20	□ (2) 区画線	43	(4) 工事用道路関係	20	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44	(5) 建設副産物・廃棄物関係	21~24	□ (4) 種子等	45~47	3. 施工条件 (選 択)				□ (1) 本工事を施工するための条件	25	□ (5) 生芝	47	□ (2) 安全対策	26	□ (6) 塗装	47	□ (3) 工期・工程関係	26			□ (4) 盛土材・産業物関係	27,28			□ (5) 段階確認	29			□ (6) 支障物等について	29			□ (7) 現場環境改善	30			□ (8) 植栽工について	31,32			□ (9) すき取り等の再利用について	33			□ (10) 既設路盤材の再生処理について	34			□ (11) 家屋の事前・事後調査	35			□ (12) 冬期の施工について	36			□ (13) 当該事業(区画線等)の一時的な移去・再設置及び移設について	36			□ (14) その他	37			4. 使用資材 (共 通)				(1) アスファルト・コンクリート	38~41			(2) 取付管用支管	42			(3) 客土	42			<p style="text-align: center;">特記仕様書 (旭川市土木部公園みどり課 令和3年4月版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>記載ページ</th> <th>項 目</th> <th>記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1. 総 則 (共 通)</td> </tr> <tr> <td>□ (1) 一般</td> <td>1,2</td> <td>□ (1) 生コンクリート</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて</td> <td>3</td> <td>□ (2) 区画線</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(3) 兼1回打合せに際して</td> <td>4</td> <td>□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事発工前・発工時に際して</td> <td>4,5</td> <td>□ (4) 種子等</td> <td>45~47</td> </tr> <tr> <td>(5) 工事しゅん功に際して</td> <td>5</td> <td>□ (5) 生芝</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>(6) 建設業退職金共済について</td> <td>6</td> <td>□ (6) 塗装</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>(7) 交通誘導警備員について</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 工事標識</td> <td>8,9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 建設機械について</td> <td>10,11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 工事成果品について</td> <td>12~17</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 適任の工工事の実績について</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">2. 施工条件 (共 通)</td> </tr> <tr> <td>(1) 工程関係</td> <td>19</td> <td colspan="2">5. 使用資材 (選 択)</td> </tr> <tr> <td>(2) 公害関係</td> <td>19,20</td> <td>□ (1) 生コンクリート</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(3) 安全対策関係</td> <td>20</td> <td>□ (2) 区画線</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事用道路関係</td> <td>20</td> <td>□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>(5) 建設副産物・廃棄物関係</td> <td>21~24</td> <td>□ (4) 種子等</td> <td>45~47</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3. 施工条件 (選 択)</td> </tr> <tr> <td>□ (1) 本工事を施工するための条件</td> <td>25</td> <td>□ (5) 生芝</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>□ (2) 安全対策</td> <td>26</td> <td>□ (6) 塗装</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>□ (3) 工期・工程関係</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) 盛土材・産業物関係</td> <td>27,28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (5) 段階確認</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (6) 支障物等について</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (7) 現場環境改善</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (8) 植栽工について</td> <td>31,32</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (9) すき取り等の再利用について</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (10) 既設路盤材の再生処理について</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (11) 家屋の事前・事後調査</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (12) 冬期の施工について</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (13) 当該事業(区画線等)の一時的な移去・再設置及び移設について</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (14) その他</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">4. 使用資材 (共 通)</td> </tr> <tr> <td>(1) アスファルト・コンクリート</td> <td>38~41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 取付管用支管</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 客土</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	記載ページ	項 目	記載ページ	1. 総 則 (共 通)				□ (1) 一般	1,2	□ (1) 生コンクリート	43	(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて	3	□ (2) 区画線	43	(3) 兼1回打合せに際して	4	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44	(4) 工事発工前・発工時に際して	4,5	□ (4) 種子等	45~47	(5) 工事しゅん功に際して	5	□ (5) 生芝	47	(6) 建設業退職金共済について	6	□ (6) 塗装	47	(7) 交通誘導警備員について	7			(8) 工事標識	8,9			(9) 建設機械について	10,11			(10) 工事成果品について	12~17			(11) 適任の工工事の実績について	18			2. 施工条件 (共 通)				(1) 工程関係	19	5. 使用資材 (選 択)		(2) 公害関係	19,20	□ (1) 生コンクリート	43	(3) 安全対策関係	20	□ (2) 区画線	43	(4) 工事用道路関係	20	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44	(5) 建設副産物・廃棄物関係	21~24	□ (4) 種子等	45~47	3. 施工条件 (選 択)				□ (1) 本工事を施工するための条件	25	□ (5) 生芝	47	□ (2) 安全対策	26	□ (6) 塗装	47	□ (3) 工期・工程関係	26			□ (4) 盛土材・産業物関係	27,28			□ (5) 段階確認	29			□ (6) 支障物等について	29			□ (7) 現場環境改善	30			□ (8) 植栽工について	31,32			□ (9) すき取り等の再利用について	33			□ (10) 既設路盤材の再生処理について	34			□ (11) 家屋の事前・事後調査	35			□ (12) 冬期の施工について	36			□ (13) 当該事業(区画線等)の一時的な移去・再設置及び移設について	36			□ (14) その他	37			4. 使用資材 (共 通)				(1) アスファルト・コンクリート	38~41			(2) 取付管用支管	42			(3) 客土	42			<p>表紙目次 適用年月日修正</p>
項 目	記載ページ	項 目	記載ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1. 総 則 (共 通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 一般	1,2	□ (1) 生コンクリート	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて	3	□ (2) 区画線	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(3) 兼1回打合せに際して	4	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(4) 工事発工前・発工時に際して	4,5	□ (4) 種子等	45~47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(5) 工事しゅん功に際して	5	□ (5) 生芝	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(6) 建設業退職金共済について	6	□ (6) 塗装	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(7) 交通誘導警備員について	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(8) 工事標識	8,9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(9) 建設機械について	10,11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(10) 工事成果品について	12~17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(11) 適任の工工事の実績について	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2. 施工条件 (共 通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 工程関係	19	5. 使用資材 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 公害関係	19,20	□ (1) 生コンクリート	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(3) 安全対策関係	20	□ (2) 区画線	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(4) 工事用道路関係	20	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(5) 建設副産物・廃棄物関係	21~24	□ (4) 種子等	45~47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3. 施工条件 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 本工事を施工するための条件	25	□ (5) 生芝	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (2) 安全対策	26	□ (6) 塗装	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (3) 工期・工程関係	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) 盛土材・産業物関係	27,28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (5) 段階確認	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (6) 支障物等について	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (7) 現場環境改善	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (8) 植栽工について	31,32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (9) すき取り等の再利用について	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (10) 既設路盤材の再生処理について	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (11) 家屋の事前・事後調査	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (12) 冬期の施工について	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (13) 当該事業(区画線等)の一時的な移去・再設置及び移設について	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (14) その他	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4. 使用資材 (共 通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) アスファルト・コンクリート	38~41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(2) 取付管用支管	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(3) 客土	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項 目	記載ページ	項 目	記載ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1. 総 則 (共 通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 一般	1,2	□ (1) 生コンクリート	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて	3	□ (2) 区画線	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(3) 兼1回打合せに際して	4	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(4) 工事発工前・発工時に際して	4,5	□ (4) 種子等	45~47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(5) 工事しゅん功に際して	5	□ (5) 生芝	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(6) 建設業退職金共済について	6	□ (6) 塗装	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(7) 交通誘導警備員について	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(8) 工事標識	8,9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(9) 建設機械について	10,11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(10) 工事成果品について	12~17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(11) 適任の工工事の実績について	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2. 施工条件 (共 通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 工程関係	19	5. 使用資材 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 公害関係	19,20	□ (1) 生コンクリート	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(3) 安全対策関係	20	□ (2) 区画線	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(4) 工事用道路関係	20	□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(5) 建設副産物・廃棄物関係	21~24	□ (4) 種子等	45~47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3. 施工条件 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 本工事を施工するための条件	25	□ (5) 生芝	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (2) 安全対策	26	□ (6) 塗装	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (3) 工期・工程関係	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) 盛土材・産業物関係	27,28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (5) 段階確認	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (6) 支障物等について	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (7) 現場環境改善	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (8) 植栽工について	31,32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (9) すき取り等の再利用について	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (10) 既設路盤材の再生処理について	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (11) 家屋の事前・事後調査	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (12) 冬期の施工について	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (13) 当該事業(区画線等)の一時的な移去・再設置及び移設について	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (14) その他	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4. 使用資材 (共 通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) アスファルト・コンクリート	38~41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(2) 取付管用支管	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(3) 客土	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>注 意 事 項</p> <p>1. 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、本設計書に添付されているものを優先する。 公園みどり課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html</p> <p>2. 本特記仕様書は、令和4年4月5日以降に入札する請負工事から適用する。</p>	<p>注 意 事 項</p> <p>1. 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、本設計書に添付されているものを優先する。 公園みどり課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html</p> <p>2. 本特記仕様書は、令和3年4月5日以降に入札する請負工事から適用する。</p>	<p>注意事項 適用年月日修正</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

新

1 総則（共通）

□ (1) 一般

ア 本特記仕様書は、旭川市土木部公園みどり課が発注する土木・造園工事に適用する。

- 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に係る修正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。
- 本工事は、週休2日工事の対象工事であるため、「施工者希望型」の工事であるためP18を確認すること。
- 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、「発注者指定型」の工事であるためP18を確認すること。

イ 本工事は、本特記仕様書、北海道土木工事共通仕様書(以下「土木工事共通仕様書」と言う。)及び「公示用設計図書」に基づき実施することとするが、本特記仕様書と土木工事共通仕様書に同様の項目がある場合は、本特記仕様書を優先する。

ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割増し等は含まない。

エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 1日未満で完了する作業の積算について

(7) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

(1) 請負人は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。

(2) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。

(3) 請負人は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な情報資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。

(4) 通常の維持管理業務など人工積算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

カ 技能士

(7) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級または2級)をあてること。

(作業例: 造園、石積施工、型枠施工、防水施工等)

(1) 技能士は、工事の施工にあたって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導を行うこと。

(2) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可により省略することができる。

旧

1 総則（共通）

□ (1) 一般

ア 本特記仕様書は、旭川市土木部公園みどり課が発注する土木・造園工事に適用する。

- 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に係る修正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。
- 本工事は、週休2日工事の対象工事であるため、P18を確認すること。

イ 本工事は、本特記仕様書、北海道土木工事共通仕様書(以下「土木工事共通仕様書」と言う。)及び「公示用設計図書」に基づき実施することとするが、本特記仕様書と土木工事共通仕様書に同様の項目がある場合は、本特記仕様書を優先する。

ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割増し等は含まない。

エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 1日未満で完了する作業の積算について

(7) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

(1) 請負人は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。

(2) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。

(3) 請負人は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な情報資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。

(4) 通常の維持管理業務など人工積算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

カ 技能士

(7) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級または2級)をあてること。

(作業例: 造園、石積施工、型枠施工、防水施工等)

(1) 技能士は、工事の施工にあたって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導を行うこと。

(2) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可により省略することができる。

備考

P1 総則
文言修正

(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて

ア 令和3年10月改訂版 土木工事共通仕様書に記載されている北海道の工事請負契約書の条項を次のとおり読み替える。

土木工事共通仕様書		旭川市建設工事請負契約約款
第2条	→	第2条
第3条	→	第3条
第7条	→	第8条
第9条	→	第9条
第10条	→	第11条
第12条	→	第13条
第13条	→	第14条
第14条	→	第15条
第16条	→	第17条
第17条	→	第18条
第19条	→	第20条
第20条	→	第21条
第21条	→	第22条
第23条	→	第23条
第25条	→	第25条
第27条	→	第27条
第28条	→	第29条
第30条	→	第31条
第32条	→	第33条
第35条	→	第37条
第37条	→	第38条

イ 土木工事共通仕様書に記載されている次の語句を次のとおり読み替える。

北海道建設部	→	旭川市
「北海道建設部土木関係請負工事監督要綱」	→	旭川市契約事務取扱規則
「北海道道路工事検査要綱」	→	旭川市契約事務取扱規則

(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて

ア 令和2年10月改訂版 土木工事共通仕様書に記載されている北海道の工事請負契約書の条項を次のとおり読み替える。

土木工事共通仕様書		旭川市建設工事請負契約約款
第2条	→	第2条
第3条	→	第3条
第7条	→	第8条
第9条	→	第9条
第10条	→	第11条
第12条	→	第13条
第13条	→	第14条
第14条	→	第15条
第16条	→	第17条
第17条	→	第18条
第19条	→	第20条
第20条	→	第21条
第21条	→	第22条
第23条	→	第23条
第25条	→	第25条
第27条	→	第27条
第28条	→	第29条
第30条	→	第31条
第32条	→	第33条
第35条	→	第37条
第37条	→	第38条

イ 土木工事共通仕様書に記載されている次の語句を次のとおり読み替える。

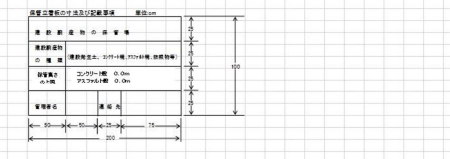
北海道建設部	→	旭川市
「北海道建設部土木関係請負工事監督要綱」	→	旭川市契約事務取扱規則
「北海道道路工事検査要綱」	→	旭川市契約事務取扱規則

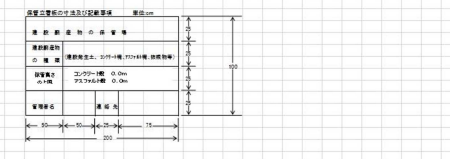
P3
適用年月日修正

新
<p>(11) 週休2日工事の実施について</p> <p>ア 発注者指定型の場合は、請負人は週休2日による施工を行うものとし、施工希望型の場合は、請負人は週休2日による施工を希望する場合は「週休2日工事実行要請」(下記アドレス)に添って行うこととし、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。 http://www.city.sashima.lg.jp/shisei/440/443/444/4000591.html ただし、要請ページ目の「工事完成日」は、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日という。」「工事完成日」は後片付け作業が完了し、保安施設のみが設置されている状態となった日という。に読み替える。</p> <p>イ 週休2日は、対象期間(月)からその月において、土、日、祝日に限らず、4週休以上の現場閉所を行うこととする。 対象期間とは、1月14日未済の場合は1月14日から1月28日までの期間、2月14日未済の場合は2月14日から2月28日までの期間、3月14日未済の場合は3月14日から3月28日までの期間、4月14日未済の場合は4月14日から4月28日までの期間、5月14日未済の場合は5月14日から5月28日までの期間、6月14日未済の場合は6月14日から6月28日までの期間、7月14日未済の場合は7月14日から7月28日までの期間、8月14日未済の場合は8月14日から8月28日までの期間、9月14日未済の場合は9月14日から9月28日までの期間、10月14日未済の場合は10月14日から10月28日までの期間、11月14日未済の場合は11月14日から11月28日までの期間、12月14日未済の場合は12月14日から12月28日までの期間とする。 なお、年末年始の6日間の夏期休暇の日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の業による現場作業を継続される場合は、その日数を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。</p> <p>ウ 現場閉所とは、巡回(パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態という。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日を含めるものとする。</p> <p>エ 週休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)に達している状態という。</p> <p>オ 週休2日の確保の取組は、得業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その確保に当たった日休の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 週休2日の実施の確認方法は、次にによるものとする。 (7) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 (イ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。</p> <p>キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて開閉取等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 週休2日による施工を指定、又は希望した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費(機械設備工事を除く)、機械経費(賃料)、共通設備費率、現場管理費率に乘る設計費実行費を行う。 現場管理費率に乘る設計費実行費については、労務費率が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。 (7) 現場の閉所状況 ・4週休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合 ・4週7休以上4週8休未済 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合 ・4週8休以上4週7休未済 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合 (イ) 補正方法 ・現場管理費率については、現場閉所の達成状況を確認後、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を変更する。 ・なお、4週8休に満たないもの、及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(請負人が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。 ・また、発注者指定型については、当初の設計書において週休2日で経費補償を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。</p> <p>ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p>
- 18 -

旧
<p>(11) 週休2日工事の実施について</p> <p>ア 請負人は、週休2日による施工を希望する場合は「週休2日工事実行要請」(下記アドレス)に添って行うこととし、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。 http://www.city.sashima.lg.jp/shisei/440/443/444/4000591.html ただし、要請ページ目の「工事完成日」は、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日という。」「工事完成日」は後片付け作業が完了し、保安施設のみが設置されている状態となった日という。に読み替える。</p> <p>イ 週休2日は、1月から12月の各月において、土、日、祝日に限らず、対象期間が7日以上14日未満の場合は2日、14日以上21日未満の場合は4日、21日以上28日未満の場合は6日、28日以上の場合には8日以上以上の現場閉所を行うこととする。 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間という。 なお、年末年始の日間及び夏期休暇の日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の業による現場作業を継続される場合は、その日数を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。</p> <p>ウ 現場閉所とは、巡回(パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態という。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日を含めるものとする。</p> <p>エ 週休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)に達している状態という。</p> <p>オ 週休2日の確保の取組は、得業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その確保に当たった日休の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 週休2日の実施の確認方法は、次にによるものとする。 (7) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 (イ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。</p> <p>キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて開閉取等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 週休2日による施工を指定、又は希望した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費(機械設備工事を除く)、機械経費(賃料)、共通設備費率、現場管理費率に乘る設計費実行費を行う。 現場管理費率に乘る設計費実行費については、労務費率が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。 (7) 現場の閉所状況 ・4週休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合 ・4週7休以上4週8休未済 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合 ・4週8休以上4週7休未済 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合 (イ) 補正方法 ・現場閉所の達成状況を確認後、労務費等を補正し、請負代金額を変更する。 ・なお、4週8休に満たないもの、及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(請負人が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。</p> <p>ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p>
- 18 -

備考
<p>P18 週休2日工事 文言修正</p>

<p>(5) 建設副産物・廃棄物関係</p> <p>ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。 分別解体等を実施する者(下請を含む)は、建設業法の土木工事業、建築工事業、及び土木工事業(平成21年5月まで)、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録簿を提示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理制に、その分別解体等を監督しなければならない。</p> <p>ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入システム(※)」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員へ提出すること。 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入システム(※)」により作成し、工事完成後、工事監督員へ提出するとともに、1年間保存すること。 (※「建設副産物に係る情報入システム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(OOBRS)等とする。これにより類似場合、国土交通省が提供するExcel形式の形式を活用する。)</p> <p>エ 建設副産物を設置する場合は、下記による保管立看板を設置すること。</p> <p>オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B、D及びE票の確認を監督員に求めること。</p> 
- 21 -

<p>(5) 建設副産物・廃棄物関係</p> <p>ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。 分別解体等を実施する者(下請を含む)は、建設業法の土木工事業、建築工事業、及び土木工事業(平成21年5月まで)、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録簿を提示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理制に、その分別解体等を監督しなければならない。</p> <p>ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入システム(※)」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員へ提出すること。 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入システム(※)」により作成し、工事完成後、工事監督員へ提出するとともに、1年間保存すること。 (※「建設副産物に係る情報入システム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(OOBRS)等とする。これにより類似場合、国土交通省が提供するExcel形式の形式を活用する。)</p> <p>エ 建設副産物を設置する場合は、下記による保管立看板を設置すること。</p> <p>オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B、D及びE票の確認を監督員に求めること。</p> 
- 21 -

<p>P21 建設リサイクル法 文言削除</p>

新

(5) 段階確認

以下のチェックのある項目において段階確認を行う。

<input type="checkbox"/> 丁張り設置時	<input type="checkbox"/> 構造物型枠工完了時	<input type="checkbox"/> 植樹本数
<input type="checkbox"/> 道路仕上げ完了時	<input type="checkbox"/> 構造物コンクリート打設時	<input type="checkbox"/> 等土厚
<input type="checkbox"/> 舗装工(下層路盤)完了時	<input type="checkbox"/> コンクリート埋戻し確認時	<input type="checkbox"/> 吹付面積
<input type="checkbox"/> 舗装工(アスファルト等)施工前	<input type="checkbox"/> コンクリート設計基準強度確認時	<input type="checkbox"/> 裏込・網込コンクリート等厚さ
<input type="checkbox"/> 構造物工体仕上げ完了時	<input type="checkbox"/> 舗装取壊確認時	<input type="checkbox"/> 伏根樹木数
<input type="checkbox"/> 構造物基礎工完了時	<input type="checkbox"/> コンクリート取壊寸法確認時	<input type="checkbox"/> 裏込・網込コンクリート等厚さ
<input type="checkbox"/> 排水構造物工設置完了時	<input type="checkbox"/> 排水構造物工設置完了時	<input type="checkbox"/> 伏根樹木数
<input type="checkbox"/> 構造物鉄筋工完了時	<input type="checkbox"/> 構造物理民前	<input type="checkbox"/> 苗木部の水戸・網の(トルク値)
		<input type="checkbox"/> 阻止線石の延長

その他必要な事項について監督員と協議すること。

(6) 支障物件等について

ア 当該工事において現在判明している支障物件は、次のとおりである。

支 障 物 件	占有者(管理者)	占有者(管理者)住所	協 議	
			協議済	協議中
<input type="checkbox"/> 北電柱	北海道電力	旭川市4条通12丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 北電ケーブル		旭川市10条通10丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTT柱	NTT		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTTケーブル			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 上水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 下水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ガス	旭川市ガス	旭川市宮前1条6丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 信号機・感知器	旭川中央警察署 旭川警察署	旭川市6条通10丁目 旭川市1条通26丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 有線			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イ 工事着工前に「北電旭川統括電力センター送電グループ」と打ち合わせを行い、その内容(様式-9)を施工計画書に明記すること。

- 29 -

旧

(5) 段階確認

以下のチェックのある項目において段階確認を行う。

<input type="checkbox"/> 丁張り設置時	<input type="checkbox"/> 構造物型枠工完了時	<input type="checkbox"/> 植樹本数
<input type="checkbox"/> 道路仕上げ完了時	<input type="checkbox"/> 構造物コンクリート打設時	<input type="checkbox"/> 等土厚
<input type="checkbox"/> 舗装工(下層路盤)完了時	<input type="checkbox"/> コンクリート埋戻し確認時	<input type="checkbox"/> 吹付面積
<input type="checkbox"/> 舗装工(アスファルト等)施工前	<input type="checkbox"/> コンクリート設計基準強度確認時	<input type="checkbox"/> 裏込・網込コンクリート等厚さ
<input type="checkbox"/> 構造物工体仕上げ完了時	<input type="checkbox"/> 舗装取壊確認時	<input type="checkbox"/> 伏根樹木数
<input type="checkbox"/> 構造物基礎工完了時	<input type="checkbox"/> コンクリート取壊寸法確認時	<input type="checkbox"/> 裏込・網込コンクリート等厚さ
<input type="checkbox"/> 排水構造物工設置完了時	<input type="checkbox"/> 排水構造物工設置完了時	<input type="checkbox"/> 伏根樹木数
<input type="checkbox"/> 構造物鉄筋工完了時	<input type="checkbox"/> 構造物理民前	<input type="checkbox"/> 苗木部の水戸・網の(トルク値)
		<input type="checkbox"/> 阻止線石の延長

その他必要な事項について監督員と協議すること。

(6) 支障物件等について

ア 当該工事において現在判明している支障物件は、次のとおりである。

支 障 物 件	占有者(管理者)	占有者(管理者)住所	協 議	
			協議済	協議中
<input type="checkbox"/> 北電柱	北海道電力	旭川市4条通12丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 北電ケーブル		旭川市10条通10丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTT柱	NTT		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTTケーブル			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 上水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 下水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ガス	旭川市ガス	旭川市宮前1条6丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 信号機・感知器	旭川中央警察署 旭川警察署	旭川市6条通10丁目 旭川市1条通26丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 有線			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イ 工事着工前に「北電旭川統括電力センター送電グループ」と打ち合わせを行い、その内容(様式-9)を施工計画書に明記すること。

- 29 -

備考

P29 段階確認
トルク削除

